

秋田県果樹試験場視察研修受入方針

果樹試験場では、果樹生産振興に関する試験研究機関で、果樹の品種開発や県内に適した樹種及び品種の導入に関する試験、栽培技術の開発、病虫害防除に関する調査研究などに取り組んでおり、多くの方々に秋田県の果樹栽培に理解を深めていただけるよう、視察研修の受入を行っています。

学校や団体等による視察研修の受け入れについて、次のとおり定めます。

(受入範囲)

第1 秋田県内外の学校及び各種団体等

(受入時期)

第2 視察研修は年間を通じて、土・日曜日、祝日、12月28日～1月3日を除く日の午前9時から午後4時までの間に実施するものとする。

(受入の申請)

第3 視察研修を希望する者は、視察研修予定日の概ね1ヶ月前までに指定の視察研修申込用紙に必要事項を記入し、果樹試験場に提出するものとする。なお、予め総務企画班の担当職員に電話で連絡し、日程等の調整を行うものとする。

(安全管理)

第4 来場者の安全管理のため、次の事柄を遵守すること。

- 1 学校等の未成年者を含む団体等においては、必ず引率者が付き添い、管理・監督を行うこと。なお、視察研修は20名程度までのグループに分かれて行うこととし、グループごとに1名以上の引率者を配置すること。
- 2 視察研修を行う団体等の代表者は、事故を未然に防止するため、予め視察研修参加者に注意喚起を図ること。

(機器等の破損)

第5 視察研修者が故意または過失により場内の機器等に損害を与えた場合の取り扱いについては、果樹試験場長と団体の代表者が協議の上決定する。

(視察料)

第6 場内視察研修に係る費用は無料とする。

附 則

この方針は、令和2年10月5日から適用する。